

西関東連絡道路建設事務所 技術審査会 設置要綱

(趣旨)

第1条 西関東連絡道路建設事務所が工事請負等を総合評価方式で発注するにあたり、必要な事項を審査するため、所内に西関東連絡道路建設事務所 技術審査会を置く。

(審査事項)

第2条 技術審査会は、工事等の発注に際し次の事項を審査する。

- (1) 総合評価方式で発注する工事等の選定及び総合評価方式の選択、及び評価項目の選択に関すること。
- (2) 埼玉県総合評価審査委員会及び埼玉県総合評価審査小委員会が定める事項。
- (3) その他 技術審査会で評価が必要な事項

(組織)

第3条 技術審査会の構成は、次のとおりとする。

会 長	所長
副会長	(建設担当) 担当部長
委 員	(建設担当) 担当課長

(運営)

第4条 会長は、技術審査会を招集し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 技術審査会は、過半数以上の出席がなければ、会議を開催することができない。
- 4 技術審査会の委員は、代理の者が会議に出席することはできない。
- 5 会議は、非公開とする。

(関係職員の出席)

第5条 技術審査会は、審議の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第6条 技術審査会の委員は、審議事項または職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 技術審査会の事務局は、建設担当に置く。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、技術審査会の運営について必要な事項は、技術審査会に諮って会長がこれを定めるものとする。

附則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。